

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故の速やかな対応と事故防止への取組みを支援・促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として定める。

2 報告の根拠

介護保険法に基づく次の条例等による、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の、介護保険事業者から横須賀市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

（１）指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 28 号）

（２）指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 29 号）

（３）指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 32 号）

（４）指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 34 号）

（５）介護老人保健施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 35 号）

（６）指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 37 号）

（７）指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 30 号）

（８）指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 31 号）

（９）指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 33 号）

（10）介護医療院の人員等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 73 号）

（11）介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準（平成 27 年 10 月 1 日制定）

3 対 象

各事業者が行う介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

4 報告の範囲

各事業者は次の（１）から（４）の場合は、市に報告を行うこととする。

（１） サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故

- ① 「サービス提供による」とは、送迎・通院等も含む。
- ② ケガの程度については、外部の医療機関で受診したものを原則とする。
- ③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、②に該当する場合は報告すること）。
- ④ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経て死亡した場合であっても、事故との因果関係があると思われる場合は、速やかに報告すること。
- ⑤ 利用者が死亡したことにより事業所の対応に変化が生じた場合は、速やかに報告書を再提出すること。

（２） 食中毒及び感染症、結核

食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したものと認められる場合は報告すること。

なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、それに従うこと。
※上記の疑いがある場合は、速やかに医療機関等に受診させること。そして、発生が確認された場合は、診断医と連携して保健所へ期限内に届出が行えるように協力するとともに、感染の拡大を防止するような対策を講じること。

（３） 職員（従業員）の法令違反、不祥事等

利用者の処遇に影響があるものは報告すること。

（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）

（４） その他

① 誤薬

利用者に医師の処方内容と違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合は、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに市へ報告すること。

② 事業者と利用者又は利用者の家族等との間で、苦情やトラブルが発生する可能性がある場合

③ 前各号に掲げるもののほか、保険者が特に報告が必要と認めた場合

5 報告の手順

(1) 事故後、各事業者は、速やかに「7 報告先」へ、電話、FAX 又は電子申請で報告すること（第一報）。

① 電話の場合は、連絡者が名前を名乗るとともに、市の受付者の名前を確認すること。

② FAX の場合は、

○ 送信した旨の確認を行うこと。

○ 誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。この場合は、FAX が到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

③ 電子申請の場合は、

○ 申込みが完了後、「申込み完了通知」及び「申し込み完了パスワード通知」がメールで送信されるため、必ず通知が届いたか確認すること。

④ 「速やかに」の期限とは、最大限、努力した可能な範囲とする。

（例1：午後に事故が起こり、処置等のため数時間を要し、市が閉庁した場合には、翌朝早くに報告を行う。）

（例2：金曜日夜刻に事故が発生した場合には、土日の間に FAX を入れておき、月曜日朝早くに電話連絡する。）

(2) 事故処理が概ね完了したときは、別添様式を利用して文書にて報告又は電子申請を利用し報告すること。

(3) 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

6 報告の書式

別添「介護保険事業者 事故報告書（横須賀市提出用）」とする。

7 報告先

各事業者は、4で定める事故が発生した場合、5の手順により報告する。

〒238-8550

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所民生局福祉こども部介護保険課 給付係
電話番号 046-822-8253（直通）

FAX 番号 046-827-8845

電子申請 URL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53577

手続き名：「事故報告」

なお、各事業者は、利用者が横須賀市以外の被保険者の場合には、当該市町村にも併せて報告する。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームでの発生事故（介護サービスの提供中に発生した事故を除く）については、指導監査課に報告する。

8 報告に対する横須賀市の対応

事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて、事業者への調査及び指導、また利用者等に対して事実確認等を行うものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。